

屋外広告物等 $\left[\begin{array}{l} \text{表示（設置）} \\ \text{変更（改造）} \end{array} \right]$ 不許可通知書

千葉県指令第 号

住 所
氏 名

$\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる事務所の所} \\ \text{在地及び名称並びに代表者の氏名} \end{array} \right]$

年 月 日付けで申請のあつた屋外広告物等を $\left[\begin{array}{l} \text{表示（設置）} \\ \text{変更（改造）} \end{array} \right]$ することは、下記
の理由により許可しないので、千葉県屋外広告物条例 $\left[\begin{array}{l} \text{第6条第4項} \\ \text{第10条第3項において準用する同条例} \end{array} \right]$
第6条第4項 $\left. \vphantom{\left[\begin{array}{l} \text{第6条第4項} \\ \text{第10条第3項において準用する同条例} \end{array} \right]} \right\}$ の規定により通知します。

年 月 日

千葉県知事 印

記

理 由

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。